

葛飾区教育委員会が行う個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査
基準

5 葛教教第76号
令和5年4月17日
教育長決裁

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）
に基づき、葛飾区教育委員会が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88
号）第5条第1項の規定による審査基準は、区長部局の例による。

付 則

この基準は、令和5年4月20日から施行する。